



本会では、1月下旬から2月上旬にかけ、県内3カ所において、監事講習会を開催しました。

大館会場では九嶋信正税理士、秋田会場では宇佐見康伸税理士、また、横手会場では飼田一之税理士を講師に迎え、監査業務の留意点や会計監査のポイントについて講習を行ったほか、昨年12月16日に閣議決定された平成23年度税制改正について解説をしていただきました。

今回の改正措置のうち、中小企業関係の税制改正についてご紹介します。

平成23年度 中小企業関係税制改正のポイント

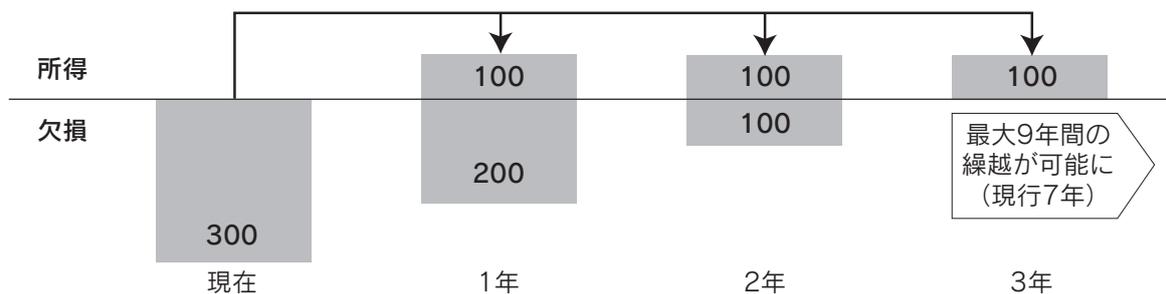
中小軽減税率の引き下げ

現在、中小企業は、年所得800万円以下の部分については18%の軽減税率が適用され、年所得800万円超の部分については30%の法人税の基本税率が適用される。軽減税率は15%に基本税率は25.5%に引き下げる。

区 分		現 行		改正後	
		H21年度 H22年度	H23年度 以降	H23年度～ 25年度	H26年度 以降
中小法人 (資本金1億円以下)	年所得が 800万円以下の部分 (軽減税率)	18%	22%	15%	19%
	年所得が 800万円超の部分 (基本税率)	30%		25.5%	

繰越欠損金制度の見直し

発生した損失(欠損金)は、7年後まで所得金額から差し引くことが可能。中小企業については、差し引くことができる金額を維持するとともに、9年後まで差し引くことができるよう変更する。



※ 平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金について適用

雇用促進税制の創設

中小企業が、従業員を10%以上かつ2人以上増加させた場合に、増加した従業員1人当たり20万円の税額控除ができる制度を新たに創設する。【平成26年3月31日までの時限措置】

<具体例>

$$\left[\begin{array}{l} \text{当年度末} \\ \text{従業員数 8名} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前年度末} \\ \text{従業員数 6名} \end{array} \right] \times 20 \text{万円} = 40 \text{万円の} \\ \text{従業員 2名増 (33\%増)} \quad \text{税額控除}$$

※ 税額控除額は、法人税額の20%が限度

グリーン投資減税の創設

中小企業が、エネルギー起源CO2排出削減等に効果が見込まれる設備を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を適用できる制度を新たに創設する。【平成26年3月31日までの時限措置】

<対象設備の例>

- ①省エネルギーの推進(例：高効率工業炉、ハイブリッド建設機械)
- ②非化石エネルギーの導入拡大(例：太陽光発電設備、風力発電設備)
- ③低炭素化(例：電気自動車、高効率ヒートポンプ)

※ 詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2010/101228KaiseiGaiyou23.htm>